

「遊牧民」から「農民」へ

——オスマン朝支配下のアナトリア中部における遊牧民認識の変遷——

岩 本 佳 子

【要約】 遊牧民の歴史研究において、定住化という現象は各地で見られてきたが、その要因や内容について明らかにされてきたとは言いがたい。本稿では、法令集、租税台帳といった財務帳簿から、史料を作った行政側の遊牧民認識に主軸を置いて一六世紀前半の中央アナトリアに位置するボゾク県を対象として、遊牧生活を送っていた遊牧民が同地に急速に定住化していった理由を明らかにする。同時代のボゾク県では、行政側がボゾク県の住民を遊牧生活に従事する「遊牧民」から村に定住し農耕に従事する「農民」として扱うようにその認識が変化した。そのために、ボゾク県住民から徴取される諸税の大半が農耕に関連する税に移行し、部族集団から村単位で地域の区分がなされるに至り、村の大幅な増加を生んだ。すなわち、同地での「定住化」には住民を遊牧民ではなく農民として認識するようになったという行政側の認識の変遷が大きく寄与していたのである。

史林 九三卷二号 二〇一〇年三月

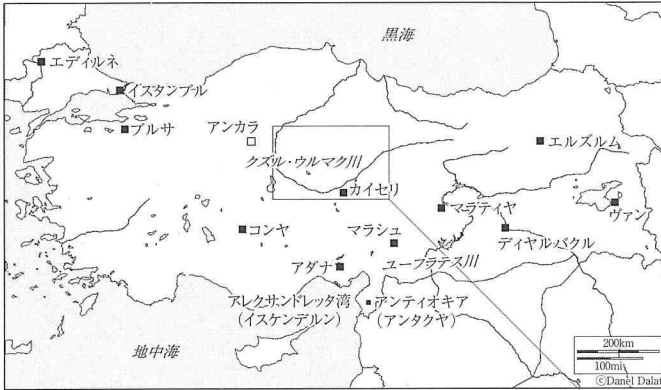
はじめに

前近代の歴史を考える上で、遊牧民が与えた影響を無視することは出来ない。遊牧民は征服により大帝国を打ち立てるのみならず、しばしば遊牧生活をやめて特定の地域に住み着くことで、その地域の歴史に大きな影響を及ぼしてきた。現在、トルコ共和国領であるアナトリアにおいても、同地のテュルク化、イスラーム化を巡る議論の中で遊牧民の定住化が

着目されてきた。近年、現地に大量に残された財務帳簿類を用いて、アナトリアのテュルク系遊牧民の部族の名と構成、その居住地を明らかにした多くの論考が生み出されている。^①例えば、R・P・リンドナー（Rudolf Paul Lindner）氏は、「タブ・タフリール・デフテリ（*tabu tahrii defteri*）」と呼ばれる租税台帳^②を駆使して、アナトリア中部に位置するカラマン地方の遊牧民を対象に羊の頭数と羊税（*tesm-i ganem / agram*）^③の課税額の変遷を基に、一六世紀に遊牧民が同地へ定住化していく過程を明らかにした。^④同じく、I・シャーヒン（İlhan Şahin）氏はトルコ共和国での遊牧民研究に、租税台帳を用いた人口及び遊牧民を対象とする諸税の課税額の分析という見地を導入した。^⑤また、日本においては、永田雄三氏が西アナトリアのマニサ（*Manisa*）地方を対象に遊牧民がメズラア（*mezraa*）^⑥と呼ばれる一時的な耕作地での農耕を契機に徐々に同地へ定住化していく過程を解明した先駆的な研究を明らかにした。^⑦続けて三沢伸生氏は、マラティヤ（*Malatya*）地方の遊牧民研究の中で、租税台帳を作成する行政側すなわちオスマン朝に服属し課税対象とされた遊牧民しか台帳には記載されていないが故に、租税台帳から遊牧民の全体像を再構成できるわけではない点を指摘し、租税台帳を用いた遊牧民研究の問題と限界を示した。^⑧

しかし、財務帳簿を用いた遊牧民研究の多くは依然として遊牧民の部族名や居住地といった個々の情報の提示、財務帳簿より明らかにされる人口や課税額の変遷の列挙に主眼を置く傾向が強い。結果、膨大な量の研究が行われてきたにもかかわらず、冬营地・夏营地間の移動生活から村での定住生活への変化という遊牧民の定住化や遊牧から農耕への生業の変化という遊牧民の農民化と、史料上の人口や課税額の推移を単線的に結びつける傾向が強く、定住化や農民化という現象自体もしくはその要因を改めて問う研究は管見の及ぶ限り乏しい。

そこで、本稿では、アナトリアの中部地域、ルーム・ヴィライエト（州）（*Rum vilayeti*）南部に位置する「ボゾク・サンジャク（県）（*Bozok sancagi*）」と呼ばれる一地方を対象に、遊牧民の定住化、農民化の様態とその要因を論じることとする。本稿で取り扱うボゾク県は、中央アナトリアを流れるクズル・ウルマク（*Kizilirmak*）川東岸から内陸の山岳地



Academie d'aix-marseille histoire-géographie Map Library-Turkey-Blank outline map: coasts, boundaries, hydrography, main cities (white) http://histgeo.ac-aix-marseille.fr/webphp/carte.php?num_car=747&lang=en (accessed on May 7,2009), [TD998 : 172] より作成

帯へ広がる地域の呼称であり、現在のヨズガト (Yozgat) 県にほぼ相当する。同地は、一五一五年のオスマン朝によるデュルカデル・ベイリク (Dulkadir begliği) ⑩ 征服以後、オスマン朝の支配体系に組み込まれ租税台帳が数冊作成された。これらの租税台帳を用いてボゾク地域の遊牧民に関するいくつかの研究が行われ、一六世紀前半には町どころか村すらほぼ存在せず遊牧生活を送る諸部族が住み着いているだけであつたにもかかわらず、一六世紀中頃には村が形成され農耕が行われるようになるという急速な遊牧民の定住化、農民化が起こったこと

が明らかにされてきた^⑪。しかし、それらの研究の大半は部族名や課税額の推移といった個々の情報を提示することに終始しており、ボゾク県における村の形成を定住化の進展と単線的に結びつける傾向にある。結果、オスマン朝の支配に組み入れられたボゾク県において遊牧民の定住化、農民化が急速に進んだ理由は依然として未解明のままである。

無論、三沢氏が指摘するように、租税台帳から読み解くことが出来る遊牧民の姿は、「行政側が認識している遊牧民の姿」に過ぎず、地域に居住する全遊牧民の実情を反映しているわけではない。ただし、租税台帳が租税徴収のために「行政側が認識している地域の住民」を把握する目的で作成されたものである以上、租税台帳から「行政側の遊牧民認識」を抽出することは可能であろう。したがって、本稿では一六世紀前半から中頃のボゾク県を対象に、財政文書等の各種文書・帳簿類を用いて税制や課税額の変化から、上記のボゾク県における急速な定住化、農民化の様態とその要因を明らかにすることを目指す。本稿により、遊牧民の定住化を巡る議論に一定の貢献が出来れば幸いである。

なお、本稿では、「遊牧民」の語を「カビール、ジェマートといった部族組織^⑫を持ち、その生業が遊牧である集団」と定義する。対して、遊牧もしくは農耕といった従事している生業とは無関係に「部族組織を保持する、または保持すると史料作成者から認識されている集団」と定義した「部族集団」の語を用いて議論を進めることとする。

本稿で用いた史料の略号は以下の通りである。

一 カーヌーン・ナーメ（法令集）^⑬

KNK1: Akgündüz, A., *Osmanlı Kanunnameleri ve Hukuki Tahrirleri: 6. Kitap Kanuni Devri Kanunnameleri. II. Kısım Kanuni Devri Eyalet Kanunnameleri (II)*, (Istanbul, 1993).

KNK2: Akgündüz, A., *Osmanlı Kanunnameleri ve Hukuki Tahrirleri: 7/ I. Kitap Kanuni Devri Kanunnameleri. II. Kısım Kanuni Devri Eyalet Kanunnameleri (III): 7/ II. Kitap II. Selim Devri Kanunnameleri*, (Istanbul, 1994).

ニ タブ・タフリール・デフテリ (租税台帳、以下 [D] と略す)

本稿ではイスタンブールの「総理府古文書総局オスマン古文書局 (Başbakanlık Devlet Arşivleri Genel Müdürlüğü, Osmanlı Arşivi」通称総理府オスマン古文書局 Başbakanlık Osmanlı Arşivi 以下 BOA と略す)」に収蔵されている租税台帳の中から下記の細帳を主に用いた。

[TD155]: BOA, Tapu Tahrir Defteri, No.155. (未公開)^④

[TD315]: BOA, Tapu Tahrir Defteri, No.315. (未公開)^⑤

[TD998]: 998. *numaralı muhasebe-i vilâyet-i Diyâr-ı Bekir ve 'Arab ve Zül-Kahriyye defteri* (937/1590) I. Şam, Gazze, Salt-Aclın, Haleb, Hama-Humus, Trablus, 'Aynûb, Birecik, Adana, Üzeyr, Tarsus, Sis, Mar'as ve Boz-ok livaları, (Ankara, 1999)^⑥

① 近年のトルコ共和国における租税台帳を用いた歴史研究、アナトリアの遊牧民研究の研究史にうつし、Gurbüz, A., XV-XVI yüzyıl Osmanlı sancak cağımaları: değerlendirmeye ve bibliyografik bir deneme, (İstanbul, 2001); Şahin, İ., *Osmanlı döneminde konar-göçerler: nomads in the Ottoman Empire* (İstanbul, 2006), pp.35-45. を参照された。

② 「租税台帳」または「検地帳」と邦訳される当該地域の課税対象者(主に成人男性)の人口、地理区分、生産物の総量、税目、課税額など租税に関する情報が記載された帳簿の呼称。都市、村ごとに課税対象者と課税額の一覧を載せた明細帳 (matassal defteri) と「ヤートルクと呼ばれる軍事封土の一覧とその封土からの徴税権を保有するスルターバーを記載した簡易帳 (ısmal defteri) の二種類が存在する^⑦。Barkan, Ö. L., "Research on the Ottoman fiscal surveys", *Studies in the economic history of the Middle East: from the rise of Islam to the present day*, M. A. Cook (ed.), (London, 1970), pp.163-171.

③ 羊または山羊の所有者から羊または山羊の頭数に応じて徴収される

税^⑧ Çagatay, N., "Osmanlı İmparatorluğunda reyadan alınan vergi ve resimler", *Dil tarih coğrafya fakültesi dergisi*, V, (1947), pp.485-487.

④ Lindner, R. P., *Nomads and Ottomans in medieval Anatolia*, (Bloomington, 1983).

⑤ Şahin op.cit., (2006), pp.215-277.

⑥ 継続的にその土地に定住して農耕に従事する者がおらず、一定の時期に遊牧民または近隣の村人らにより農耕が行われる一時的な耕作地を指す語。遊牧民が冬営地にメスラブを設け、それらが村へ発展する事例も多く見られた^⑨。Koc, Y., *XVI yüzyılda bir Osmanlı sancakının işkan ve nüfus yapısı*, (Ankara, 1989), pp.36-41; Faroqhi, S., "Rural society in Anatolia and the Balkans during the sixteenth century, II", *Turcica: revue d'études turques*, XI, (1979), pp.110-116; 永田雄三「西アジア封建社会論」『封建社会論』木村尚三郎他(編) 学生社 一九八五年 一四九—一五八頁。

- ⑦ 永田雄三「一六世紀トルコの農村社会——一五三二年付サルハン県「検地帳」分析の試み」『東洋学報』五八・三・四 一九七七年 四一—七一頁、永田 前掲 一九八五年 二三八—一六四頁。
- ⑧ 三沢伸生「オスマン朝の検地帳に見える部族集団——一五六〇年付マラティヤ県明細帳の分析——」『アジア・アフリカ言語文化研究』三八 一九八九年 一—三〇頁。
- ⑨ 現ヨズガト県の総面積は一萬四、二二三平方キロメートルで日本の岩手県の総面積にはほぼ相当する。ヨズガト県の大半は標高七〇〇から一、五〇〇メートルの高原地帯であり、その中を東部のアク・ター地域を水源とするデリジェ・ウルマク (Delice ırmağ) 川などの河川が流れている。年平均気温は九℃前後、年平均降水量は五〇〇ミリメートル前後であり、これは小麦の天水農業が可能な降水量 (三〇〇—四〇〇ミリメートル) を上回る。*Yozgat, *Yurt ansiklopedisi: Türkiye, ilih: dinhi, bugini, yarmu, cil. 10, (İstanbul, 1984), pp.7626-7633; Koç, op.cit. (1989), pp.6-9; 平岡昭利「トルコの農業と土地利用」『トルコの水と社会』末尾圭行(編) 大明堂 一九八九年 五一—一頁。一六世紀前半から中頃にかけて、オスマン朝の地理区分は上からヴィライエト(州)・サンジャク(県)・カザ(郡)・kaza(ナールヒエ(郷)・nahiye)に分かれていた。一六世紀末ソグ島の郡・郷の区分の変遷については以下の論考を参照された。Gökilgin, T., "15 ve 16. asırlarda Eyaleti: Râm, Vakıfları deyişü, VI, (1965), pp.51-61; Öz, M., "Bozok sancağında iskan ve nüfus (1539-1642)", XII. Türk tarih kongresi Ankara, 12-16 Eylül 1994, kongreye sunulan bildiriler (III cilt), (Ankara, 1999), pp.787-794; Simer, op.cit., (1967); Simer, F., "Bozok tarihine dair araştırmalar I' Cumhuriyetin 50. yıldönümünü anma kitabı, (Ankara, 1974), pp.322-331; Usul, M., "Anayurtian Yozgatı a Bozoklar", *Milîr kültür*, LXX, (1990), pp.43-*
- 49; Koç, Y., op.cit., (1989), pp.16-21; Koç Y., "Dulkadir'den Osmanlıya Bozok", *Osmanlı Devleti ve Bozok sancağı*, (Yozgat, 2000a), pp.490-492. 44年 [TD155] ではボソク県にはボソク郡一郡しかなかったが [TD315] ではボソク郡とアク・ター (Ak dağ) 郡の二つに分かれている。
- ⑩ 一三三七年から一五三二年にかけて、アナトリア南東部を支配した地方政権。このヘイリクの名は史料中に様々な形で表記され、呼称は統一されておらず。本稿では、代表的な先行研究に準拠してユルカデヤル (Dulkadir) と呼称する。Yınar, R., *Dulkadir Beyliği*, (Ankara, 1989).
- ⑪ 例えど [TD155] ではボソク県全体でわずか六村しかなかった村だ [TD315] では七〇二村と大幅に増加している。 [TD998: 58], [TD315: 5], Koç, op.cit., (1989); Koç Y., "Bozok türkmenleri", *Anadolu'da ve Rumeli'de yöreler ve türkmenler sempozyumu bildirileri (Tanusus/14 Mayıs 2000)*, (Ankara, 2000b), pp.195-209; Öz, op.cit., (1989), pp.787-794.
- ⑫ アナトリアにおいて、遊牧民は上からボイまたはタレイフェ (boy/taife) オイマク (oymağ) アシレットまたはカビレン (aşiret/kabile) ジェブアト (cenabat) ホリェックまたはパンハンまたはオム (böyük/mahalle/oba) とした単位に分かれていた。ただし、本稿で用いるボソク県租税台帳にはカビレン、ジェブアトの語のみが見られる。Othonlu, C., *Osmanlı İmparatorluğu'nda aşiretlerin iskanı*, (İstanbul, 1987), pp.14-24,57; Şahin op.cit., (2006); Turkey, C., *Başbakanlık arşivi belgeleri'ne göre Osmanlı İmparatorluğu'nda oy-nuk aşiret ve cemaatlar*, (İstanbul, 2001), pp.17-23; 永田雄三「歴史上の遊牧民——トルコの場合——」『イスラム世界の人びと』牧畜「民」永田雄三・松原正毅(編) 東洋経済新報社 一九八四年 一八三

一二四頁。ボゾク県における全部族集団の名称とその構成については以下の論考を参照されたい。そもそも、ボゾク県の地域名は、同地に居住する遊牧民の多くがオグズ二十四氏族を二分する氏族集団の一方、ボズ・オク (Boz ok) に属したことに由来する。Çansız, İ., “Osmanlı döneminde Yozgat’ta sosyal ve kültürel hayat”, *Osmanlı Devleti ve Bozok sancağı* (Yozgat, 2000), pp.220-223; Şimer, op.cit., (1974), pp.313-318; Usul, op.cit., (1990), pp.45-47.

⑬ 行財政に関する世俗法¹⁵を¹⁶各地の慣習法を成文化したカーヌー¹⁷の集成を指す。Barkan, Ö. L., *XV ve XVI’ncı asırlarda Osmanlı İmparatorluğunda zıvat ekonomisinin hukuki ve mali esasları, birinci cilt: kanunlar*, (İstanbul, 1943); Lowry, H. W., *Studies in defterology: Ottoman Society in the fifteenth and sixteenth centuries*, (İstanbul, 1992).

⑭ ボゾク県を対象とするタブ・タフリール・デフテリの明細帳。ヒミユラ暦九三七年（西暦一五三〇—三一年）に作成された。全一六三葉。台帳内に法令集を収録している。ただし、全頁に渡って文書の下方に破損が見られる。

⑮ ボゾク県を対象としたタブ・タフリール・デフテリの明細帳。ヒミ

第一章 史料における「遊牧民」の「定住化」

第一節 法令集におけるボゾク県住民の認識の変遷

本節では、ボゾク県を対象とする法令集を用いて、ボゾク県における税目、税制の変化を基に、法令集を作成した行政側がボゾク県の住民、特に同地の部族集団をどのように認識していたのかを明らかにする。

なお、今後本稿では、耕地そのものや耕地から取れる作物に対して課せられる諸税をまとめて「耕地・作物税」と、羊

ユラ暦九六三年（西暦一五五六一—五十七年）に作成された。全三〇三葉・六〇五頁。台帳内に法令集を収録している。

⑯ 本稿では、前述の [TD155] の脱漏部を補うために、[TD998] を適宜用いた。[TD998] は、州、県ごとに当該地域のディルリクの一覽、地域の町村や部族集団、そして課税額の総計、課税対象者の総数を記載した大軍管区簡易会計台帳にあたる。税目や税目ごとの課税額等の一部情報は省略されているものの、[TD998] は [TD155] を基にはば同時期に作成されたために、[TD155] の欠を補う。この他の一六世紀前半から中頃にかけて作成されたボゾク県を対象とした租税台帳には、簡易帳の BOA、Tapu tahrir defteri, No.218, No.312、マンカラの「地券及び地券簿総冊」(Tapu ve Kadastro Genel Müdürlüğü) 収蔵の Tapu tahrir defteri, No.30, 31 がある。簡易帳、明細帳、大軍管区簡易会計台帳については、今野毅「オスマン朝における検地帳の作成過程に関する考察——一五二〇年代アルバニア中部・南部に関わる史料群の分析から——」『北大史学』四七二—〇〇七年 一—三四頁を参照されたい。

税などの耕地・作物税以外の諸税を「非耕地・非作物税」と呼んで議論を進めていく。^①

ボゾク県を対象に作成された初の法令集である「ヒジュラ暦九百三十七年ボゾク県法令集」（以下「937-KN」と略す^②）には、以下の税に関する規定がある。

（太陽暦）五月（Mayıs）に羊が子羊を産み（出産が）終わった後、オスマン朝のカーヌーン（kanun-ı Osmanî）に従って、羊と子羊（の頭数）が数えられ、二匹につき一アクチェ（ピアストル銀貨）が取られよ。

一部のスイパーヒーはそのティマイルに少額のバード・ハヴァー税（bad-i hava-yı hurde）^③が記載され、彼らの任命状（berat）に記録がなされた。

水車税（resm-i asiyâb）^④は、一年間動いている粉ひき器（değirmen）から一ヶ月につき五アクチェずつ、その（一年分の）勘定に従って六〇アクチェ、そして六ヶ月動いているものからは三〇アクチェが取られよ。

[KNKI: 230-232, 235-236]

[937-KN] には、羊税の規定があり、オスマン朝のカーヌーンに従い「羊二頭につき一アクチェ」と課税額が定められている。またバード・ハヴァー税、水車税に関する規定も見られる。ただし、チフト税（resm-i çift）^⑤などのオスマン朝において一般的な耕地・作物税を徴収する旨を定めた規定は見られない。また、部族集団を含む羊の保有者を対象とした税としては、羊税の他に冬营地税（resm-i kışlak/duhan）、夏营地税（resm-i yaylak）、囲い税（resm-i ağıl/yatak）群れ税（resm-i şüru）等があり、ボゾク県が属するルーム州、デュルカデル州の法令集にはこれらの税や賦役に関する規定が見られるが、ボゾク県法令集にはこれらの規定は全く見られない。さらに、オスマン朝は部族集団が生産する羊毛や皮革、馬やラクダといった家畜そのものを各種税や賦役の中に取り込み積極的に利用したが、ボゾク県の法令集には、行政側が

皮革や羊毛や羊以外の家畜を徴収しようとした形跡は見られない^⑥。

また、[937-KN]では、以下の税目が廃止されている。

かつて、レアーヤーめいめいが収穫を脱穀する前に、(収穫の) 残りを取り分ける他に、ヘズィール・アクチェ (hezir akçesi) と呼んで一定量のアクチェが取られた後、五分の一 (hums) に従ってその (中の国の) 取り分を (税として) 取った。(中略) 今では、脱穀された穀物が計測されるとすぐに五分の一の収穫が (税として) 取られ、ヘズィール・アクチェが取られることはないようにせよ。

そしてまた各耕地 (çift) から二二アクチェずつチフト税が取られていた。オスマン朝の諸国土 (menalik-i Osmani) では遊牧民 (yörük) からチフト税は取られないということから、前述の者 (遊牧民) からチフト税は廃止された。

[KNK1: 230-232, 235-236]

この中で、チフト税を「遊牧民からは徴収しない」として廃止していることは注目に値する。この規定から、[937-KN]の段階では行政側が、「ボゾク県には遊牧民が居住している」と認識していたことが明確に読みとれる。ただし、「収穫の五分の一を徴収する」との規定は廃止されていない。オスマン朝において収穫物の何割かを現物で徴収する税はウシユル税 (oşur) ^⑦ であるので、一五三〇―三一年のボゾク県において、ウシユル税として収穫の五分の一が徴収されていたことが分かる。

では、[937-KN] から二十五年後に作成された「ヒジュラ暦九六三年ボゾク県・法令集」(以下 [963-KN] と略す) ^⑧ では上記の諸税に関する規定はどのように変化しているのであろうか。

ゼアメト保有者 (zū'ama)、スイバーフ、レアーヤーそして遊牧民 (yōrikū) の中のある者が土地 (の用益権) を保有 (tasarruf) していた場合、チフト税が割り当てられ、全チフト (taman çift) を持つ者へは三六、半チフト (nim çift) との記録がある者へは一八アクチェ、そして土地を持たない既婚者 (müevvec) には二二アクチェずつペンナーク税 (resm-i bennak) が、独身 (mücerred) で働いており耕地を耕すことが出来る者へは六アクチェずつジャバ税 (resm-i caba) が記載される。

前述の地域 (ボゾク県) の諸ウシユル税 (asat) は古くから (収穫の) 五分の一が取られているので、以前の決定に従い、再び (ウシユル税の税率は収穫の五分の一と) 定める。^⑨

未開墾、空き地の中から農耕を行うために (土地を) 求める者は、地券 (tapu) をもって与えられ、一ミュッド^⑩の穀物が蒔かれる土地のなかで良質の土地に対しては三〇、中程度 (の土地) に対しては二〇、質の悪い土地に対しては一五アクチェが徴収されよ。

昔から農耕が行われている耕地が、三年間連続して開墾されないままであることやその (土地の) 保有者が死亡し耕作がなされないことをもって、地券と引き換えに (希望者に用益の) 権利が与えられよ。富者に対しては五〇アクチェ、中流からは四〇アクチェ、貧者からは二五アクチェが取られよ。

[KNK1: 238-247]

チフト税、ウシユル税に関する規定が初めて登場していることが [963-KN] の最大の特徴である。また、タブ税 (resm-i tabu)^⑪ と呼ばれる耕地の用益権取得と引き替えに支払う税の規定も初めて登場しており、ボゾク県において当地の住民が農耕を行うために耕地を獲得することがあったことが示唆される。対して、[963-KN] には羊税に関する規定すらも記載されていない。^⑫

したがって、法令集を見る限り、一六世紀中頃までにボゾク県における税制が、耕地を保有し耕作を行う村に定住する住民、すなわち農民を対象にしたものに変化したと述べられよう。ただし、[937-KN] の段階で遊牧民を対象とした税

表1 [TD155]における「耕地・作物税」と「非耕地・非作物税」の一覧

租税台帳 No./作成年	「非耕地・非作物税」	「耕地・作物税」
TD155/1530-31	羊 税	メズラアで栽培される穀物に対するウシユル税
	結婚税	水車税
	バード・ハヴァー税	

[TD155]より作成

が羊税以外にはほぼ見られないことから、既に租税台帳が作られ始めた段階で、行政側がボゾク県の部族集団を他地域の遊牧民と同じように扱ってはいなかったことも確認できる。

第二節 租税台帳におけるボゾク県住民認識の変遷

一 租税台帳記載形式に見る住民認識の変遷

本節では、法令集の各種税に関する規定が実際にはどのように適用されていたのかを租税台帳を確認しつつ、ボゾク県の部族集団を行政側がどのように認識していたのかを明らかにする。

[937-KN]と同時期に作成された[TD155]には、レアーヤーから徴収される税目として、羊税、結婚税 (*keem-i aruu*)、バード・ハヴァー税といった非耕地・非作物税が見られる。その一方で、法令集に「遊牧民からは徴収しない」と書かれたチフト税などの記録は見られない。また、前述の冬営地税などの記録も全く見られない。(表1参照)

ただし、[TD155]では、メズラアことに穀物の収穫量と収穫物に対する課税額が記載されている。この税については、「穀物から (*an elgelle/gallan*)」とのみ書かれており、「ウシユル」とは書かれていない。しかし、穀物の量と課税額が記載されていることや [983-KN]には「諸ウシユル税は古くから五分の一が取られている」と書かれていることから考えて、この記録はウシユル税を指していると推察される。よって、[TD155]では、非耕地・非作物税が税目の中心をなしているものの、耕地・作物税も徴収されていたことが分かる。

次に、租税台帳の記載形式にも特徴がある。[TD155]では、カビレ、ジェマアトといった部族集団名が最初に記され、続けて、総課税額と税目、税目ごとの課税額が書かれている。また、

① 部族集団名
cemaat-i Erkeklü an kabile-yi Kızılkocalu

② 課税対象者の名前，総数
nefer（課税対象者総数）：28
hane（課税戸数）：25

③ 課税額の総計，税目とその課税額
hâsıl: 1,316 (akçe)
resm-i ganem: 700 (akçe)
resm-i arus: 196 (akçe)
bad-ı hava: 420 (akçe)

④ メズラアの名称・課税額
mezraa-yı Paşa yayla
cemaat-i mezbure ziraat eder
hâsıl
an el-galle
kile: 140
700 (akçe)

図1 租税台帳 [TD155] の記載例 [TD155 : 14]

部族集団がメズラアを持つ場合は、そのメズラアの名前とメズラアの収穫物に対するウシエル税の課税額が記されている。いわば、部族集団ごとに個々の税目と課税額が記載されており、部族集団が区分の基準となっている。(図1参照)ここから、同時代のボゾク県において租税台帳を作成した行政側が、ボゾク県の住人を部族集団に基づいて区分し認識していたことが分かる。ただし、土地・作物税が徴収されていたことから、ボゾク県の部族集団の生業が遊牧のみであるとは認識されていないかったことには留意する必要がある。

前章で既に述べたように、法

表2 [TD315]における「耕地・作物税」と「非耕地・非作物税」の一覧

租税台帳	「非耕地・非作物税」	「耕地・作物税」
TD315/1556-57	羊 税	チフト税
	結婚税	チフト税
	バード・ハヴァー税	ニーム税
	牧草地税	ベンナーク税
		ジャバ税
		ウシュル税
		小 麦
		大 麦
		マメ科植物 (mercimek)
		連理草類 (burçak) 等
		タブ税
		巢箱税
		亜麻のウシュル税 (öşür-i kettân)
		果物のウシュル税 (öşür-i şîra)
		果樹園税
		菜園税
	水車税	
	メズラアで栽培される穀物に対するウシュル税	

[TD315] より作成

令集においては [963-KN] で税の規定は大きく変化し耕地・作物税が中心となった。では、[963-KN] と同時期に作成された [TD315] でも何らかの変化が生じているのであろうか。

[TD315] では、チフト税と小麦 (gendim) 、大麦 (sam) 等の作物ごとのウシュル税が必ず記載されている。(表2参照) 加えて、タブ税、巢箱税 (resm-i kovani)^③、水車税、果樹園税 (resm-i bağçe) 、菜園税 (resm-i dostan) 等の耕地・作物税が主な税目として登場し、以前から見られた税は羊税、結婚税、バード・ハヴァー税、メズラアからの収穫物に対する税のみである。ここから、[963-KN] と符合して、耕地・作物税の税目が初めて、そして大量に登場していることが [TD315] における大きな変化として指摘できよう。その一方、非耕地・非作物税の税目は、牧草地税 (resm-i çayır/otlak) が新しく見られるようになった程度でほとんど変化は見られない^④。また、耕地の獲得時に支払うタブ税が [TD315] にも出

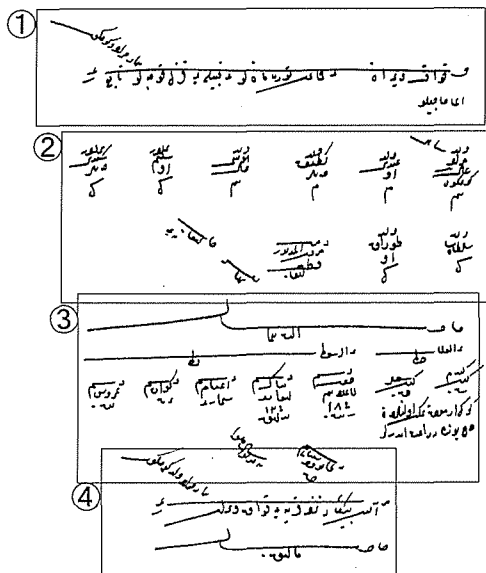


図2 租税台帳 [TD315] の記載例 [TD315 : 74]

①村名-一村に居住する遊牧集団名, デイルク受領者の名を続けて記載

karye-yi Kavak virân an cemaat-i Turnahânlu-yı kable-yi Kızılkocalu tâbi -yi Elma hâcılı timar-ı Murad v(veled)-i Gümkün

②課税対象者の名前とその総数
nefer : 8 hane : 4

③課税額の総計, 税目とその課税額

hâsil: 1300 (akçe)

an el-gallât: 500 (akçe)

gendum: 60kile şa'ir: 50kile

an el-rûsumat: 800

resm-i çift: 2 aded nim ff 18: 36 (akçe)

resm-i bennak 4 aded ff 12: 48 (akçe)

resm-i ağnam: 616 (akçe)

resm-i kovân: 102 (akçe)

resm-i arus: 20 (akçe)

resm-i tapu ve deştbanî: 50 (akçe)

bad-ı hava: 0 (akçe)

④メズラアの名称と課税額

mezraa-yı Alıp pınâr nezd-i karye-yi Kavak virân timar-ı

Murad veled-i Gümkün

hâsil: 140 (akçe)

てきていることから、税制上のみならず、ボゾク県の住民による耕地の獲得が実際に行われていたことが確認できる。
さらに、租税台帳の記載形式についても大きな変化が見られる。[TD315]においては、[TD155]のようにカビール、ジェマートといった部族集団名ごとに区分するのではなく、まず村名が記され、その後、課税対象者の名前とその総数、さらに課税額の総計と税目及び税目ごとの課税額が記載されている。(図2参照)つまり、部族集団ではなく村名ごとに区分がなされているのである。さらに、その村にメズラアがある場合は、そのメズラアの名前とメズラアで収穫される穀物に対する課税額が記されており、部族集団名はその村に居住する部族集団が存在する場合に、村名の後に記されるに過ぎない。すなわち、部族集団から村へ地域区分の単位が変わり、区分上、部族集団とその居住地の主従関係が逆転している

のである。ここから、法令集において税に関する規定が大きく変化したことと符合して、一六世紀前半から中頃のボゾク県では、非耕地・非作物税から、農作物から徴収される耕地・作物税へ実際に徴収された税目の中心も移行し、ボゾク県の区分単位が部族集団から村へと移行し、部族集団の意義が低下したと結論づけられよう。

二 租税課税額に見る住民認識の変遷

続いて、租税台帳に記録されたボゾク県全域の実際の課税額の変化を基に、税制、税目、記載方式における行政側の部族集団に対する認識の変遷が実際の徴税額に何らかの影響を与えていたかを考察する。

既に述べたように、[TD15]では部族集団ごとに区分がなされ、部族集団がメズラアを持つ場合のみそのメズラアの名と税目、課税額が記載されている。したがって、部族集団名が書かれないメズラアは存在しない。また、村そのものも県全体でたった六村しか見られない。対して、[TD315]では村ごとに区分がなされ、続けてその村に帰属する部族集団の名が挙げられている。この結果、部族集団から村へ区分基準が変化した[TD315]では、[TD15]とは大きく異なり、村の数が七〇二村に増加し、さらに村名のみで部族名が記載されない例が非常に多く登場するようになった。^⑮

では、それらの部族集団名記載の村およびメズラアと部族集団名無記載の村、メズラアを比較した場合、どのような特徴が見られるのであろうか。^⑯

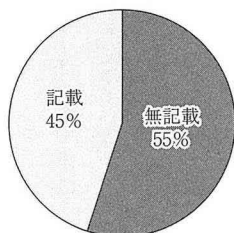
ボゾク県全体での課税額では、部族集団名が記載されていない村、メズラアに対する総課税額は、計一九三万五、四九九アクチュ^⑰中一〇七万一、一四一アクチュと総課税額の五五パーセント、課税対象者の総数^⑱については二万六、六四二人中一万五、五三八人とボゾク県全体の課税対象者人口の五八パーセント、村およびメズラアの総数(地片数)では一、三一八中七八九と全地片数の六〇パーセントといずれも全体の半分以上を部族集団名無記載の村・メズラアが占めている。(表3参照)もちろん、この傾向がボゾク県全体で一律に見られるわけではない。ボゾク郡のみに限った場合、部族集団名無

表3 [TD315] における「耕地・作物税」と「非耕地・非作物税」の一覧

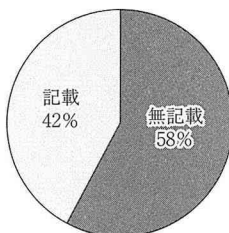
		税 収			人 口			地 片		
		課 税 額	課税者数	課税世帯数	村	メズラア	村・メズラア総数			
ボゾク郡	総 計	628,626	8,826	5,950	255	247	502			
	無記載	231,772	3,323	2,556	95	165	260			
	記 載	396,854	5,503	3,394	160	82	242			
アク・ダー郡	総 計	1,306,873	17,816	9,161	447	369	816			
	無記載	839,369	12,215	6,004	318	211	529			
	記 載	467,504	5,601	3,157	129	158	287			
ボゾク県	総 計	1,935,499	26,642	15,111	702	616	1,318			
	無記載	1,071,141	15,538	8,560	413	376	789			
	記 載	864,358	11,104	6,551	289	240	529			

税収 単位：アクチュ
[TD315] より作成

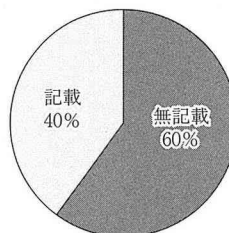
ボゾク県課税額における部族集団名記載・無記載の比率



ボゾク県課税者総数における部族集団名記載・無記載の比率



ボゾク県村・メズラア総数における部族集団名記載・無記載の比率



記載の村およびメズラアがボゾク郡に対する総課税額の三七パーセント、課税対象者の総数の三八パーセントしか占めておらず、部族集団名記載の村、メズラアの方がむしろ多い。しかしながら、ボゾク郡の二倍の課税対象者人口を有するアク・ダー郡では、課税額の六四パーセント、課税対象者の総数の六九パーセント、村、メズラアの地片数の六五パーセントを部族集団名無記載の村、メズラアが占めている。地域的な差異はあるものの、わずか二十五年前に作成された [TD155] では、部族集団ごとに区分が成されていたために、部族集団名無記載の村、メズラアが存在しないことを考えると、[TD315] において課税額、課税対象者、地片数全てで部族集団名無記載の村およびメズラアが全体の半分以上

を占めるほどに部族集団名無記載の村・メズラアが激増した事実の特筆に値する。

では、この部族集団名無記載の村・メズラアが爆発的に増加した理由はいかなるものであったのだろうか。[T115]と[T1315]の間の二〇年間で、ボゾク県へ特定の部族集団に属していない農民が大量に流入し村を形成するに至ったと可能性も考えられるが、同時期のアナトリアは、一五二六から二年間続いたカレンデル・オール (Katender oğlın) の乱以降、大きな戦乱は起こっておらず、むしろ農村から都市への人口流入が進んだ時代にあたる。このことを考慮すると、同時期の部族集団名無記載村・メズラアの増加が、県外からの農民が大量に流入し、住民の大半が入れ替わったことにより引き起こされたとは考え難い。むしろ、既に述べてきたようにこの時期に、行政側が税制上ボゾク県住民を農民として扱うに至るようになっていたことを考えると、行政側がボゾク県の住民を「遊牧民」ではなく村に住む「農民」と認識するようになり、村、メズラアのみで部族集団名が記載されず、もはや「遊牧民」とは行政側に認識されなくなったボゾク県住民が多数登場した結果、部族集団名無記載村・メズラアの増加を引き起こした可能性が高い。言わば、帳簿上の部族集団名無記載の村、メズラアの著しい増加も行政側がボゾク県の住民を「遊牧民」ではなく「農民」として認識するようになったことの反映であると言えよう。^⑩

まとめると、法令集の各種規定、租税台帳の記載様式、税目、税額のいずれの点においても、一六世紀前半のボゾク県では、地域の住民が行政側により「遊牧民」として認識されていたが、時代を経るにつれて、租税を徴収する行政側がボゾク県の住民の生業を遊牧ではなく農耕として理解するようになり、ボゾク県住民を村に住む「農民」として扱うようになったことが見いだされる。

先行研究においては、実際の生業の変化に即応するものとして台帳上の変化がボゾク県における急速な遊牧民の定住化に結びつけられてきたが、前述の急速な定住化の進展には行政側による部族集団の認識の変遷という要素こそが大きな役割を果たしてきたのである。言い換えれば、ボゾク県における遊牧民の定住化とは、生業が実際に遊牧から農耕へ移行し

たかどうかとは別に、ボゾク県の住民を「遊牧民」ではなく「農民」として扱うようになるという行政側の認識の上での「遊牧民」の「定住化」という側面を持つものであったと言えよう。

- ① オスマン朝における税制、税目に関しては以下の論考を参照された。
 ② Çagatay, op. cit., (1947), pp.483-511; Inalcik, H., "Osmanlılar'da ralyet rüsumu", *Balkan/Türk Tarihi Kurumu*, XXII, 92, (1959), pp. 575-610; Faroqhi, S., "Rural society in Anatolia and the Balkans during the sixteenth century, I", *Turcica revue d'études turques*, IX, 1, (1977), pp.161-195.
- ③ ビジュラ暦九百三十七年（西暦一五三〇—三一年）に作成されたボゾク県初の法令集。全体の分量は計四葉で七三条からなる。
- ④ スイパーヒー、サンジャク・ヘイへ支払われる雑税を指す。
- ⑤ 水車、風車、粉ひき器に対して課せられる税。Çagatay, op. cit., (1947), pp.503-504.
- ⑥ 二頭の牛に糞を引かせて耕作し、地力を損なうことなく一定量の収穫を維持しうる規模の耕地を一チフトと定義し、一チフト以上の耕地を所有する農民をチフト、半チフト以下の耕地しか持たない農民をニーム、半チフト未満の耕地しか持たない零細農民で既婚の者をヘンナーク、耕地を持たない者をジャバ、またはニョシュレットで分類しつつの分類に応じて徴収された耕地に対する税。Çagatay, op. cit., (1947), pp.483-511; 永田前掲一五四—一五八頁、多田守「一五一—一六世紀のÇaymak郡」『西南アジア研究』六二（二〇〇五年）二四—四九頁。
- ⑦ [KNKI: 191-224, 264-287]; Lindner, op. cit., (1983), pp.55-66; Othonlu, op. cit., (1987), pp.21-28; 三沢前掲 一九八九年 一一—一〇頁。
- ⑧ 耕地から収穫された耕作物の何割かを現物で納める税。ただし、租税帳帳には徴収された収穫物そのものの重量と現金に換算した額の両方または一方が記載された。ボゾク県では収穫物の量を重量単位キールもしくはケイレ (kile/ keyle) で示した後に、アクチェに換算した課税額を併記している。キールの値は時代と地域により差異が見られるが、標準的なイスタンブル・キールでは、小麦・キールが約二五キログラム分に相当する。
- ⑨ ビジュラ暦九六三年（西暦一五五六—五七年）に作成されたボゾク県・法令集。全体の分量は全体の分量は計三葉、四八条からなる。
- ⑩ 原文では "kayd kayd olumsuz" と kayd が重複している。
- ⑪ 重量または容積の単位。二〇イスタンブル・キールに相当し、小麦の場合は約五〇〇キログラム。ただし、一ニョット (mudd) の量は時代、地域、対象により大きく異なる。
- ⑫ 無主地となり国庫に没収されたレアーヤーの耕作地、または未開墾地の用益権を他のレアーヤーが獲得する際に支払う税。ただし、父から子へ耕作地の用益権を相続する場合には課税されない。Çagatay, N., "Osmanlı imparatorluğunda reâyânın mîrî araziye toprak tasarru-fu ve intikal tarzları", *IV. Türk tarihi kongresi. Ankara 10-14 Kasım 1948. kongreye sunulan tebliğler*, (Ankara, 1952), pp.426-433.
- ⑬ 牧畜に関する規定は「家畜の耕地侵入に対する罰則」のみである。
 [KNKI: 238-247]
- ⑭ 養蜂用ツミツハチの巣箱に対して課せられる税。Çagatay, op. cit., (1947), pp.508-509.
- ⑮ [TD315] には、夏营地税と群れ税の項目がごく稀に登場することがあるが、その課税額は羊税の一パーセントにも満たず極めて少額で

ある。

⑮ [TD98: 6]

⑯ 一五三〇—三二二年のボヅク県全体の総課税額は一四五万三、五六〇アクチェ、村の総数は六、メズラア総数は八八四である。一五五六—五七年のボヅク県全体での村の総数は七〇二、メズラアの総数は六一六と村の総数の極めて大幅な増加が見られる。[TD98: 53], [TD315: 5], Sumer, op.cit., (1974), pp.323; Kog, op.cit., (1989), pp.58; Kog, op.cit., (2000b), pp.203-209; Öz, op.cit., (1999), pp.790-794.

⑰ [TD315]には、ボヅク県の総課税額は一九五万、一八二アクチュと記されており、ボヅク、アク・ダー両郡に対する課税額の総計と一万六、三二四アクチェの差が存在する。ただし、郡に対する課税額を記した部分と比較して、ボヅク県総課税額を記した部分には課税額の誤記が目立つことや、本稿で扱った諸税目は全て郡に対する課税額に含まれていることを考慮して、本稿の表には [TD315] に記載された値そのものではなく、両郡の課税額の合計値をボヅク県に対する総課税額として表記した。[TD315: 9]

⑱ オスマン朝では、各種租税は原則的に成人男性にのみ課税されたた

第二章 「定住化」の要因

第一節 部族集団別の租税課税額の変遷

前章では、行政側のボヅク県住人を遊牧民から農民として認識するようになったことがボヅク県における「遊牧民」の「定住化」の進展に大きな意義を有していたことを明らかにした。では、一六世紀中頃に行政側のボヅク県住民の認識を転換させ、認識上の「定住化」を引き起こした要因はどのようなものであったのだろうか。本章では、再び租税台帳を用

めた。租税台帳には課税対象者である既婚成人男性の数が「ハーネ(世帯/hane)ヤリツ」未婚成人男性の数が「マフジヘマレド」として、さらに両者の総数が記載された。[TD315]はボヅク県における課税対象者の総数を二万六、六五二と誤記している。[TD315: 9]

⑲ ただし、この行財政の単位としての遊牧部族組織の解体、そしてそれに伴う史料上の「定住化」現象が、部族集団自体の部族意識の解体に直結しているわけではない。例えば、一七世紀においてもボヅク県内の郷の一覧に「クスルコシヤル」「セルペン(またはスレイマン)」とされたボヅク県に居住する部族集団の名に由来する郷の名が書かれている。Evliya Çelebi b. Muhammad Zâhir b. Derviş, *Evliya Çelebi: Seyahat-namesi*, Cild.3, (İstanbul, 1314/1896-97), pp.236-237; Evliya Çelebi b. Derviş, *Muhammed Zâhir, Gökıyay, O. S. & Dâğlı, Y. (tr.), Evliya Çelebi Seyahatnamesi, 3. kitap, Topkapı Sarayı Bağdat 305 yazmasının transferi-yorumu-dizini*, (İstanbul, 2006), pp.146; Kâtip Çelebi, *Çihannümâ*, (Kostantiniye/İstanbul, 1145/1732-33), pp.626; Öz, op.cit., (1999), pp.787-794.

いて、ボゾク県全域ではなく地域の部族集団ごとに、耕地・作物税や非耕地・非作物税の課税額の経年変化を分析し上記の問題を考察する。ただし、ボゾク県に住む部族集団の構成や数には変動があり一定ではない。そのために、本稿では、ボゾク県における部族集団の変遷を調べるために、一六世紀前半から中頃の三〇年間に渡って、[TD155]、[TD315] 両租税台帳に一貫して登場する以下の一二部族集団のみに限定し、比較を行った。^①

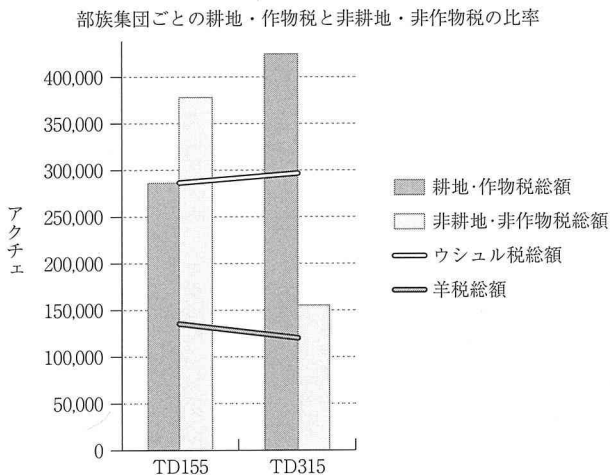
- ・アリー・ベイル (Ali Beglu) シェマアト^②
- ・アージャ・コユンル (Agca Koyunlu) カゾーレ
- ・デリユ・アリアル (Delu Aihu) シェマアト
- ・ヒサール・ベイル (Hisar Beglu) シェマアト
- ・ソクレン (Sölen) カゾーレ
- ・テジルル (Teçirli) カゾーレ
- ・アージャル (Agcalu) カビーン
- ・チジェクル (Çicekin) カゾーレ
- ・デミルジュレル (Demircüler) カビーン
- ・クズル・コジャル (Kızılköcalu) カビーン
- ・シャーム・バヤドゥ (Şam Bayadı) カビーン
- ・ザークルル (Zakirli) カビーン

税目の中に、耕地・作物税の項目がウシユル税しか見られない [TD155] でも、両タフリールに共通して登場する一二部族集団全体では、耕地・作物税が二十八万七、八五五アクチェと、総課税額六六万七、一六三アクチェの四三パーセント近くを占めており、この課税額は羊税のそのの二・一四倍にあたる。耕地・作物税の項目が大幅に増加した [TD315] では、総課税額五八万一、七四五アクチェ中の七三パーセントにあたる四二万六、五一〇アクチェが耕地・作物税で占められており、耕地・作物税と非耕地・非作物税の比率は完全に逆転している。(表4および上記のグラフ参照) 部族集団ごとに見た場合でも、耕地・作物税の課税額はアージャル、アージャ・コユンル、デミルジュレル、ヒサール・ベイル、ソクレン、シャーム・バヤドゥ、テジルル、ザークルルの八部族集団で最大一倍、平均で三・三九倍増加して

表4 ボソク県 部族集団別 人口・課税額の一覧

TD no.	部族集団名	課税者数	課税世帯数	ジェマアト総数	村総数	メズラア総数	総課税額	ウシュル税	耕地・作物税	非耕地・非作物税	羊 税
155	Agcalu	2,088	1,660	34	0	145	170,633	65,385	65,385	105,248	40,554
315		2,575	1,523	20	73	76	167,102	122,107	85,577	44,995	38,578
155	AgcaKoyunlu	507	445	6	0	9	30,150	4,480	4,480	25,670	4,465
315		385	234	4	7	3	21,800	14,581	6,577	7,219	4,143
155	Ali beglü	463	344	8	0	31	28,898	9,800	9,800	19,098	7,655
315		102	73	1	4	5	10,544	7,829	5,993	2,715	2,195
155	Çiceklü	820	572	17	0	68	63,834	29,040	29,040	34,794	15,231
315		517	243	9	13	7	27,587	18,716	11,811	8,871	7,151
155	DeluAlilu	224	179	2	0	20	23,855	7,300	7,300	16,555	3,050
315		40	27	1	1	1	6,800	5,073	4,292	1,727	1,567
155	Demircüler	429	350	20	0	45	43,799	22,385	22,385	21,414	6,624
315		627	348	3	16	11	47,236	35,902	26,572	11,334	9,905
155	Hisârbeğlü	227	177	3	0	3	16,862	8,950	8,950	7,912	2,470
315		724	420	1	24	19	58,773	43,077	30,038	15,696	13,781
155	Kızılkocalu	1,515	1,283	23	0	23	124,311	59,095	59,095	65,216	28,040
315		1,327	798	10	29	17	68,250	52,626	31,113	15,624	13,002
155	Söklen	107	90	22	0	81	25,599	19,910	19,910	5,689	2,200
315		302	170	5	13	20	32,674	28,121	22,951	4,553	3,868
155	Şâmbayadı	1,103	891	22	0	81	105,467	50,320	50,320	55,147	17,750
315		1,013	608	10	18	21	99,343	64,915	48,869	34,428	19,569
155	Tecirli	154	122	1	0	4	6,570	1,600	1,600	4,970	1,200
315		454	256	3	8	3	23,078	17,942	11,302	5,136	4,456
155	Zâkirlü	400	344	14	0	18	27,185	9,590	9,590	17,595	5,303
315		199	128	3	5	9	18,558	15,621	12,066	2,937	2,442
155	12部族集団総計	8,037	6,457	172	0	528	667,163	287,855	287,855	379,308	134,542
315		8,265	4,828	70	211	192	581,745	426,510	297,161	155,235	120,657

課税額の単位：アクチェ
 [TD155], [TD998], [TD315] より作成



いる。[TD155]と[TD315]間で総課税額はデミルジュレル、ヒサル・ペイル、ソクレン、テジルの四部族集団でしか増加しておらず、その増加量も最大でも三倍、平均で二・三四倍にしか過ぎないことと比べると、耕地・作物税の増加率は非常に高いと言えよう。

では、[TD155]から[TD315]の間での耕地・作物税の課税額の大幅な増加は同地域での農耕の大幅な拡大や進展を単純に意味しているのであろうか。既に述べたように、

チフト税やタブ税に代表される種々の耕地・作物税が導入された結果、耕地・作物税の税目の数は大きく増加した。その一方で、[TD155]と[TD315]両租税台帳に登場する唯一の耕地・作物税であるウシウル税は二八万七、八五五アクチェから二九万七、一六一アクチェとわずか一・〇三倍に微増したのみである。にもかかわらず、耕地・作物税の総額では二八万七、八五五アクチェから四二万六、五二〇アクチェと一、四八倍に大幅に増加している。ここから、[TD315]における耕地・作物税の大幅な増加は、[TD155]において、耕地・作物税の三割を占めているウシウル税以外の耕地・作物税の登場によるものであることが明らかである。また、部族集団ごとに見た場合でも、ウシウル税の課税額は、アージャル、アージャ・コユンル、デミルジュレル、ヒサル・ペイル、ソクレン、シャーム・バヤドゥ、テジル、ザークルルの八部族集団で最大七倍以上、平均で二・四〇倍増加しているが、上記の耕地・作物税課税額の増加率には遠く及ばない。この事実から、両租税台帳における耕地・作物税の大幅な増

加は農民を対象とした税目が多く導入されるという税制の変化によりもたらされたものであり、行政側の部族集団認識の変遷に起因するものであると言えるであろう。^③

耕地・作物税に関する税目が「[TD315]」で大幅に増加しているために、耕地・作物税の多寡を単純に比較することはあまり意味をなさない。そこで本稿では「[TD155]」[TD315] 両租税台帳に登場しており、耕地・作物税、非耕地・非作物税の大半を占め、さらに税率が変化していないという特徴を持つウシユル税、羊税の多寡を比較し、課税額の変遷を分析することとする。

まず、「[TD155]」から「[TD315]」において一二部族集団全体では、ウシユル税は二八万七、八五五アクチュから二九万七、一六一アクチュ、羊税は一二万四、五四二アクチュから一二万六、五七七アクチュと前者が微増、後者が微減しているものの、ほとんど変化は見られない。ただし、既に述べたようにウシユル税の課税額は八部族集団で増加していることに対して、羊税の課税額はデミルジュレル、ヒサル・ペイル、ソクレン、シャーム・バヤドゥ、テジルの五部族集団でしか増加していない。再び一二部族集団全体に目を向け、地域区分一単位あたりの課税額を算出すると、「[TD155]」では一ジエマアトあたりの羊税の額は七八二二二アクチュであったのが、「[TD315]」では一村あたりの羊税の額は五七一・八三アクチュと減少している^④。対して、村およびメズブアアことウシユルの課税額は五四五・一八アクチュから七三二・三七アクチュに増加しており、ウシユル税増加、羊税減少の傾向が変わらず見られる。

まとめれば、部族集団に限定した場合でも、両租税台帳中の耕地・作物税課税額の大幅な増加は、行政側が部族集団を「遊牧民」から「農民」として認識するように変化したことに帰せられるものである。ただし、上述のように実際にはウシユル税しか「耕地・作物税」が徴収されていなかった「[TD155]」の段階で、ウシユル税の課税額が、総課税額の四〇パーセント以上を占めていることは注目し値する。確かに、「[TD315]」において他の耕地・作物税と比較するとウシユル税は微増したに過ぎないが、ボゾク県の部族集団を「遊牧民」として認識していた「[TD155]」において羊税を遙かに

上回るウシユル税が徴収されていたことが記録されていることは事実である。この事実は、行政側に「遊牧民」とされていたボゾク県住民が既に農耕を行っており、行政側も徴税を通じてその事実を認識していたことを示唆していると言えよう。

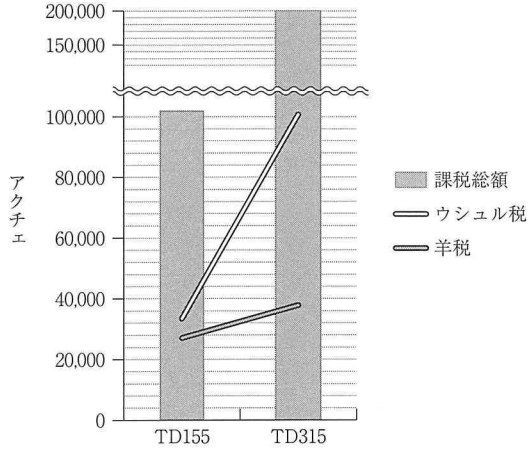
第二節 村・メズラア別の租税課税額の変遷

前節では、[TD155]、[TD315] 両方に登場する部族集団を対象に租税台帳の課税額の変遷を分析した。続いて、本節では前述の両租税台帳に記載されている地片を対象に、それらの地片の課税額の変遷、特に両租税台帳に共通するウシユル税、羊税の課税額を分析する。^⑦ なお、それらの地片の大半は「[D35]」においてメズラアから村へ記録が変化した地片にあたる。

前述の両租税台帳に共通して登場する地片に住む、前述の一二部族集団全体については、課税対象者の総数が一、五八九人から二、八三四人と一・七八倍に、総課税額では一〇万四、〇九六アクチュエから一九万八、八八七アクチュエと一・九一倍に増加している。また、アーザル族を除く一二部族集団で、総課税額は最大七倍、平均二・八六倍に増加している。

対して、ウシユル税は両租税台帳に登場する地片に住む一二部族集団全てで増加傾向にあり、総計三万二、一三〇アクチュエから一〇万三、一四四アクチュエと三・一二倍もの大幅な増加を示している。このようなウシユルの大幅な増加に比べると、羊税は一二部族集団全体で二万七、〇四四アクチュエから三万七、八四二アクチュエと一・四〇倍に増加したに過ぎない。^⑧ また、一地片あたりのウシユルの課税額は四八六・八二アクチュエから一、五一九・九二アクチュエと大幅に増加しているが、一部族集団あたりの羊税の課税額は「[D155]」においては七九五・四一アクチュエだったのが、「[D35]」では一村につき五七三・三六アクチュエに減少している。いずれにしても、メズラアから村へ発展した地片ではウシユル税の額が大きく上昇したことに対し、羊税の課税額が微増に過ぎず、地片ごとにはむしろ減少傾向にあることが分かる。さらに、「[TD155]」ではウ

[TD155], [TD351]に共通して見られる
地片に住む12部族集団の課税額の変遷



耕地・作物税の税目増加のみに起因するものではなく、ウシユル税という農耕の規模と密接に関わる税目の多寡にも影響されていたことが分かる。

無論、租税台帳が「行政側の認識に基づき、特定の集団に課税される税制、税目、課税額を記載する」ものである以上、租税台帳上の課税額の変遷が対象となった集団の実際の生業の変化と即応しているとは言い難い。しかし、既に述べてきたように [TD155] の段階で、法令集の中にウシユル税の規定が存在し、租税台帳に記載された税目の中にウシユル税が含まれていたことから分かるように、ボゾク県の住人からウシユル税が徴収されており、しかもその額が課税総額の半分近くを占めていたことは事実である。いわば、行政側が把握し認識している範囲内では確実にボゾク県で農耕が行われ

シユル税と羊税の課税額に大きな差が見られないが、[TD315]ではウシユル税の課税額は羊税課税額の三倍近くに達している。ただし、前節で述べたように、[TD315]にしか記載されていない地片を併せた一一部族集団全体のウシユル税の税額は [TD155] から [TD315] の間で微増したに過ぎず、むしろ [TD315] における農耕の大幅な拡大は、メズラアから村へ記載形式が変化した地片でのみ確認できることが分かる。

上記の事柄により、租税台帳においてメズラアから村へ記録が変更されることが、単に記載形式が変わったことを含意するのみならず、少なくとも租税台帳の課税額から見る限り、メズラアから村への記録の変更が耕地・作物税やウシユル税の課税額の上昇と密接に結びついていることが確認できる。すなわち、メズラアから村への変化が単に

ており、ボゾク県の「遊牧民」は農耕に従事していたのである。

【TD15】においては、既に述べたようにボゾク県の部族集団が農耕に従事していたことが認識されていたにもかかわらず、【KNKI】において「遊牧民からは徴収しない」と記されているように、ボゾク県住民は「遊牧民」として扱われていたためにチフト税が徴収されなかった。対して、【D35】においては、ボゾク県住民を「農民」として認識するようになったことで、チフト税に代表されるウシユル税以外の各種耕地・作物税を徴収する道が開かれ、耕地・作物税課税額の大幅な増加へつながった。ここから、行政側が「遊牧民」が農耕に従事しているということを考慮して税制や住民認識を行政側がボゾク県に見いだした「現状」に合わせたことが、村の大幅な増加、「遊牧民」から「農民」への記録上の変化に貢献したという図式が見いだされよう。

① 本稿で対象とする一二部族集団は、【D35】では課税対象者の総数、村またはメズラの個数、総課税額においては全部族集団の六一七割を占めている。

② アリー・ペイル、デリユ・アリール、ヒサール・ペイルはジェマアト名のみが記録されており、カビレ名は史料中には見られない。

③ 【TD15】から【D35】の間の二十五年間で、村の総数が六から七〇二に増加した理由も、定住化の爆発的な進展を示すものというよりも、行政側の部族集団認識の変化により村として扱われる件数が増えたことを反映していると解釈する方が自然であろう。

④ 既に述べたように、一貫して一六世紀のボゾク地域における羊税の課税額は羊二頭に付き一アククチュ、ウシユル税は収穫物の五分の一であり税率に変化はない。

⑤ ただし、【TD15】には欠損部が存在し、その欠損部を埋めるために用いた【D998】には羊税を含む個々の税目別の課税額が記載されていない。そのために、ヒサール・ペイルを除く一二部族集団にお

いて、一部の羊税の課税額は史料の破損により判別できず、羊税の総額に含めることができなかった。そのために、ヒサール・ペイルを除いて、【TD15】の実際の羊税の額は上記の値よりさらに高いものとなる。

⑥ 【TD15】ではジェマアトごとに羊税の課税額が記載されているが、【D35】では村ごとに羊税の額が書かれていることを考慮し、ジェマアトあたり、村あたりの値を算出した。

⑦ 前述の一二部族集団が居住する地片に限定した場合、メズラアから村へ発展したことが明確に租税台帳から確認できるものは二一地片中六六地片と全体の約三分の一である。なお、ウシユル税の課税額を算出する基準となる穀物の公定価格は租税台帳ごとに異なる場合があるため、課税額ではなく穀物の取れ高そのものを比較すべきであるが、既に述べたように、ボゾク県租税台帳では作物別の穀物の取れ高が一貫しては記載されていないこと、そのために課税額から正確な取れ高を算出できないこと、さらに本稿では耕地・作物税と非耕地・非作

物税の比率を問題にするという議論の性格を考慮して、課税額を比較対象とした。

⑧ 上述の通り、[TD155]における羊税の課税額は、ヒサル・ベイ

ルを除いて記載値よりも実際には高くなる。但し、羊税の記録の数を考えると、ウシユル税の上昇率に及ばないことが推察される。

や こ じ り

オスマン朝征服以後、一六世紀前半のボヅク県において、行政側は地域の住民を部族集団単位で把握し、「遊牧民」として扱った上で税制を適用していた。しかしながら、唯一適用された耕地・作物税であるウシユル税の課税額が総課税額の半分近くを占めており、羊税以外には遊牧民に対する税はほぼ徴収されていなかった。いわば、ボヅク県に居住する部族集団が農耕に従事していることを認めつつも、行政側の認識の中ではボヅク県内の住民は「遊牧民」だったのである。続いて、一六世紀中頃には税目や租税台帳の記載様式、地理区分の単位が部族集団から村へ変化したことから分かるように、行政側が既に農耕を行っていたボヅク県の住民からウシユル税以外の耕地・作物税を徴収するために地域住民を「農民」として認識するように変化し、村を基準にした地域区分、農民を対象とした税制に切り替えたことで耕地・作物税が総課税額の大半を占めるようになった。すなわち、先行研究において指摘されてきた一六世紀のボヅク県における遊牧民の急速な「定住化」とは、一六世紀前半には農耕が行われていたボヅク地域の住民を、行政側が「遊牧民」から「農民」として認識するようになり、地域区分の単位や税制を切り替えたことに起因する現象であったのである。ここから、少なくとも一六世紀前半から中頃のアナトリア中部地域における「定住化」を引き起こした要因は、遊牧から農耕への生業の転換のみならず、行政側の部族集団に対する認識の変化が大きな意味を持っていたと述べられよう。

本稿は、一六世紀前半という限られた時期の中央アナトリア、ルーム地方の一地域に過ぎないボヅク県を対象とした研究であり、この結論を周辺地域やオスマン朝全体へ安易に普遍化することはできない。また、財務帳簿には行政側が把握

し認識している集団しか記されておらず、部族集団の全体像を史料から読み解くことには限界が存在する。しかしながら、財務帳簿が、行財政側の遊牧集団認識や部族集団認識と定住化の連関を読み解ける可能性を有していることは確かである。

したがって、今後は、ボゾク県周辺やその他の地域を対象に、「遊牧民」もしくは「農民」として認識されている各種部族集団の比較、対照を進めることで、オスマン朝支配下における遊牧民の定住化、農民化の問題を解明することを指す所存である。

【付記】 本稿作成にあたり、イルハン・シャーヒン氏、江川ひかり氏から貴重なコメントを賜った。また、本稿執筆のための基本史料収集にあたり、江川ひかり氏、上野雅由樹氏から様々な助言を頂いた。最後に記して謝意を表明する。

The Transformation of “Nomads” to “Farmers” : As Seen in the Governmental View of Nomadic People in Central Anatolia

by

IWAMOTO Keiko

Settlement of the Turkish nomadic people has contributed to Turkization and Islamization of Anatolia, which comprises the main portion of Republic of Turkey. Many studies have been conducted based upon an enormous quantity of financial documents and tax ledgers from various periods of the Ottoman Empire. However, most of those studies tend to elucidate individual bits of information, such as the names of tribes or clans and where they settled or enumerate the population of each tribe and the tax assessment paid by nomadic people. As a result the settlement of nomadic people and changes of their lifestyle from nomadism to farming tend to be simply linked with changes of population and the tax rate in historical records. Consequently, research that places special emphasis on settlement and development of farming has failed to be sufficiently carried out.

In this paper I therefore try to show the reason why nomadic people settled during the 16th century in the district of Bozok sancağı, which is located in the southern part of Rum vilayeti, the central area of Anatolia. As many tribes followed the traditional nomadic lifestyle in Bozok sancağı, there were no villages in Bozok sancağı until the first half of the 16th century. However, settlement of nomadic people rapidly developed after the middle of the century and many villages were subsequently created. However, the reason why this phenomenon occurred at this time remains unexplained. My purpose in writing this paper is thus to explore the reason why such settlement happened in Bozok sancağı during the 16th century by using historical records such as *tapu tahrir defteri*, Ottoman tax ledgers, and *kanunname*, the Ottoman compendium of secular law.

First, I note that after the conquest of Bozok sancağı, the Ottoman government registered local inhabitants in tax ledgers according to tribal unit and viewed them as “nomadic people.” Accordingly, the taxation systems that were suited to nomadic people were applied in Bozok sancağı. However, the assessed value of the crop tax, *öşür*, already occupied nearly half of the total tax on the nomads. Inhabitants of Bozok sancağı were “nomadic people” in the eyes of the Ottoman government in spite of the fact that those nomadic people were already engaged in

farming.

Second, I point out that the written format of Ottoman tax ledgers was changed to suit a tax system that was suitable for farmers, not nomads in the middle of the 16th century. For example, the Ottoman government came to classify the inhabitants of Bozok sancağı by village, not tribal group. Furthermore, number of taxable items and amount of taxes suitable to farmers were increased. In addition, the names of many tribes that had been written in older tax ledgers disappeared from the records. As a result the Ottoman government came to see the local inhabitants as “farmers.” Accordingly, taxes on crop and cultivated lands occupied the majority of the tax assessment. In short, the changes in the taxation system contributed to birth of “farmers” in Bozok sancağı.

Third, as mentioned above, I found the number of villages in Bozok sancağı increased rapidly, even explosively, in the middle of 16th century. This increase was caused by the change in the format of Ottoman tax ledgers and was related to the change in the government’s view of inhabitants in Bozok sancağı. However, this phenomenon was not caused by the change in the government’s view alone, farming also actually took place in villages that developed out of the *mezraa*, seasonally arable fields cultivated chiefly by nomadic people.

In conclusion, the reason nomadic people rapidly settled down in Bozok sancağı during the 16th century, as has been pointed out in many studies, is that the Ottoman government came to view the inhabitants of Bozok sancağı as “farmers,” not “nomadic people.” Thus they began to apply taxation systems suitable for farmers to the inhabitants in Bozok sancağı. Consequently, the “settlement” of nomadic people and the formation and increase of villages was a result of a change in the government’s view of the inhabitants, rather than actual changes in life-styles. Accordingly, I conclude that settlement of nomadic people in the central Anatolia in the 16th century resulted from changes of the Ottoman government’s view of the inhabitants rather than actual switch of occupations from nomadism to farming.